

第 38 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 22 年 12 月 6 日（月）10:00～11:00
場 所：大阪マーチャンダイズ・マートビル 2 階会議室
- 2 出席委員：尾崎委員、黒坂委員、桑野委員、近藤委員、中原委員、花嶋委員、藤田委員、増田委員、又野委員、松村委員（五十音順）
- 3 議 題：
 - （ 1 ）東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果について
 - （ 2 ）その他
- 4 議事内容
 - （ 1 ）東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
事務局より、東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果（案）（資料 1）について説明

< 質疑応答 >

- （会 長） ハイキングコースは、道路を横断しているか。
- （事務局） 方法書の p.162 にあるように、ハイキングコースは、ごみ収集車が通る道路を横断する。
- （会 長） 都市計画決定権者は、それに対して、十分配慮しているのか。
- （事務局） ごみ収集車を清掃して道を汚さないように注意する旨回答を得ている。
- （委 員） 施設を新たに作るので、今までできなかったような新たな取り組みが今回の全体の計画において期待できるか。先日、大阪府は、一般廃棄物の 1 人当たりの排出量が全国一多いと聞いたため、こういった機会が、対策の推進につながっていくのではないかと思う。
- （事務局） 二酸化炭素の排出量削減や、住民に向けた取組みの観点から緑化についても配慮し、先進的な施設を目指す旨、都市計画決定権者から回答を得ている。
- （委 員） p.55 について、廃棄物の処分に関しては、廃掃法に則り適正に処分するということが問題ないと思うが、発生土に関して、土壤汚染対策法等を明示する必要はないか。また、p.36 について、「生活環境項目及び健康項目」と記載されているが、他法令では、健康項目の方が先に記載されている。
- （事務局） 汚染土壌は、法律上、廃棄物ではなく汚染土壌に分類して取扱うことになる。土壤汚染対策法に基づいて適切に処分するという内容は、廃棄物の項ではなく、土壤汚染の項で記載した方が、適当と考え、p.37 の最終段落で、「土壤汚染対策としては、（中略）「土壤法等」に基づき適切な対策を講じる」と記載している。
- また、水質の項目の順序については、技術指針に基づき生活環境項目を先に書いている。

(委員) p.28において、高層気象などについて、調査時期が設定されているが、限られた期間で代表性を持った調査を行うことは、なかなか難しい点がある。適切に配慮していただきたいので、コメントしておく。

(会長) 国立公園の中だから白煙は似合わないということかもしれないが、地球環境への配慮という観点からは、白煙防止をしない方がよい。バランスの問題であり、交野市と四條畷市は景観を重視し、白煙防止の対策をとるといことなので、それはそれで結構。

(委員) 本施設については、過去の経緯もあり、できるだけ目立たないようにというニュアンスを、方法書を見ていて感じる。ごみを出さない方はいないので、余り隠すことを考えずに、最大限の努力をしていくための施設として、きちんとみんなで受け止めていく、さらに、地元の方がいやだなと思う気持ちも当然だと思うので、それもしっかりと受け止めていくような施設に方向性として考えていただきたい。

(会長) 検討結果の内容を修正するものではないが、会場には両市の方も来られているかと思われるので、この場での発言も聞かれていることでしょう。

(会長) 本日、方法書の検討結果の案について、修正を要する御指摘は無かったと思う。修正無くこれでお認めいただけるということであれば、この検討結果の案を本日付けで審査会の回答とさせていただきたいが、よろしいか。

(委員) (了)

(会長) ありがとうございました。

それでは、東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、審査会の意見がまとまったので、本日付けで府に回答することとする。

事務局より、手続きフローについて説明(資料3)

<質疑応答>

(委員) 他の自治体でも環境影響評価の委員をしているが、他の自治体で、環境影響評価の手続きが終わり、都市計画審議会にかける段階でもめることがある。議員の方々が内容をよく知らず、その場で初めて、「これは反対できたのではないか」というケース。都市計画手続きに関わるのはどの段階か。

(事務局) 都市計画手続きに関しては、準備書の段階で都市計画案が公告される。

(委員) それ以前の段階で、府議会議員の方々はこの案件をご存じか。

(事務局) アセスメントの手続きについては、府議会議員にも情報提供している。

(会長) 審査会の中でも意見が出たと思うし、また、市長意見でもあったと思うが、都市計画決定権者が、十分な説明を、文言だけではなく行動していただければ、委員が言われたことも出てこないはずである。

(会長) それでは、本日の審査会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上